



# 令和8年度 高松市会計年度任用職員募集要項

## 【自転車整備員】

高松市では、令和8年4月1日採用の会計年度任用職員（自転車整備員）を、次のとおり募集します。

（この募集内容は、令和8年度予算の成立をもって正式決定します。）

### 1 募集の内容

人数	2人程度
職務内容	① レンタサイクル用自転車の整備、修繕及び管理等業務 ② 放置自転車対策に関する補助業務
応募資格	普通自動車免許（オートマチック限定を除く。）を有し、かつ運転できる人
採用日	令和8年4月1日
任用期間等	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	原則として、月曜日～金曜日 午前9時～午後4時（週30時間） ※休憩1時間を含みます。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
給与等	・本給 180,435円（地域手当相当額を含む。） ※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。
期末・勤勉手当	6月と12月（最大2,325か月分×2回） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。
社会保険等	健康保険（地方公務員等共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。
災害補償	労災保険又は市の非常勤の職員の公務災害補償制度のいずれかが適用されます。
勤務場所	錦町自転車保管所、高松駅前広場地下自転車駐車場等（※市役所本庁に出勤後、移動します。）
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。※年次有給休暇、特別休暇等

■申込受付後の、申込勤務形態の変更はできません。

■次の各号のいずれかに該当する人は申込できません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

■外国籍の人も申込みできます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書をダウンロードできます。

＜アドレス＞ <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

## 2 申込手続

受付期間		令和8年1月22日（木）～ 2月5日（木）
提出書類		<p>①任用申込書 ②自動車運転免許証（オートマチック限定を除く。）の写し ③自転車安全整備士又は自転車技士の資格証の写し（※任意） ※ 5 記入要領のとおり記入してください。なお、提出書類はお返しできません。（行政文書として管理し、適正に破棄します。）</p>
提出方法	郵送のみ	<p>■必ず「簡易書留」にしてください。※2月5日（木）までの消印のものは有効。 ■申込封筒の表に「会計年度任用職員用申込」と朱書きし、上記の提出書類を同封してください。 ※持参での申し込みは受け付けておりませんのでご注意ください。</p>
問い合わせ・申込先		高松市役所（9階） 都市整備局 交通政策課 TEL (087)839-2138 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

## 3 選考方法及び日程について

### ・第一次選考（書類選考）

試験結果通知文送付日 令和8年2月13日（金）

### ・第二次選考（実技及び面接選考）

実技及び面接選考は、2月24日（火）を予定しています。

※1 詳細については、第一次選考の合格者にお知らせします。

※2 実技の内容は、自転車の後輪を取り外し、新たに取り付けてもらいます。

※3 自転車安全整備士又は自転車技士の有資格者は、実技選考において加点します。（申込時に資格証の写しが必要です。）

## 4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。
- ・1会計年度内の任用となります。勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。（4会計年度の範囲内）
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

## 5 任用申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入してください。
- ・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。